

※本内容は、令和元年度補正予算（第1号）政府案に基づいたものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等が変更になることがありますので、あらかじめご了承下さい。

担い手確保・経営強化支援事業の概要

第1 趣旨

総合的なTPP等関連政策大綱（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成し、力強く持続可能な生産構造を実現することが必要である。

このため、担い手の育成・確保の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化することとする。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るものとする。

第3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業により構成し、必要な事項については、別記に定めるものとする。

1 融資主体型補助事業

この事業は、事業実施主体が作成する担い手確保・経営強化支援計画（今後の地域農業を担う担い手の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定めたものをいう。以下「担い手支援計画」という。）に基づき、付加価値額の拡大などの経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手が、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、機械等の導入等の事業を行う場合において、当該事業に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う事業とする。

なお、この機械等の導入等の事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

2 追加的信用供与補助事業

この事業は、担い手支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、1の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う事業とする。

第4 事業の推進体制等

1 都道府県知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取り組む事業実施地区が、都道府県域を超える場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

- 3 農林水産省本省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局は、効率的かつ適正な実施が図られるよう、相互に連絡調整を緊密にするとともに、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の担い手の育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用を努めるものとする。

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。

また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。

- 5 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めるなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

第7 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、補助するものとする。

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、適切な人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン実質化通知」という。）の1に定める人・農地プランをいい、4の（1）のアにより、その適切性が都道府県知事によって確認されたものをいう。以下同じ。）に基づき、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。）を活用して農地の集積・集約化を進めている地域等において意欲的な農業者による経営発展に向けた取組を促進し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るため、事業実施主体が担い手支援計画を作成し、5に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

- (1) 担い手支援計画に基づき実施する事業については、適切な人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域（活用することが確実な地域を含む。）内で行われるものとする。この場合、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地域とは、農地中間管理機構から賃借権等の設定等（農地中間管理法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。）がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地区をいうものとする。また、農地中間管理機構を活用することが確実な地域とは、中間管理事業法第2条第5項に規定する農地中間管理権の設定等のため市町村において農用地利用集積計画の作成等がされた農地又は賃借権等の設定等のため市町村において農用地利用配分計画（案）の作成等がされた農地が存在し、農地中間管理機構からの賃借権等の設定等により担い手の規模拡大や農地の集積・集約化に取り組む地区をいうものとする。
- (2) 担い手支援計画に基づき実施する事業については、原則として農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。以下同じ。）内において行われるものとするが、農業振興地域外であっても、同事業が行われる農業振興地域内の地区と隣接する地域であって、かつ、農業振興地域内で行われる当該事業と一体的に事業を実施することが担い手の育成・確保を実現する上で適当であると認められる地域については、農業振興地域内で行われる事業と併せて、同事業を実施することができるものとする。
- (3) 担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区は、原則として人・農地プランが作成されている地域と一致させるものとする。なお、担い手支援計画において定める目標の実現のために必要な場合には、当該地域と隣接する他の（1）に掲げる適切な人・農地プランが作成されている地域を事業実施地区とすることができる。
- (4) 人・農地プランを作成していない地域であっても、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（設定等を受けることが確定している者を含む。以下同じ。）が営農する範囲を担い手支援計画に基づき実施する事業における事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施主体は、今後の人・農地プランの作成時期や作成の見通しなどを担い手支援計画で明らかにするものとし、遅くとも5の（2）の目標年度までに人・農地プランを作成するものとする。

3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村とする。

4 事業内容

(1) 融資主体型補助事業

ア 適切な人・農地プラン

事業実施主体は、6の（2）に規定する担い手支援計画の承認を受けるまでに、以下

について都道府県知事の確認を受けるものとする。

- (ア) 人・農地プランの作成に当たっては、人・農地プラン実質化通知の2に定める具体的な進め方に即して、人・農地プランの作成・見直しが行われるとともに、話し合い等の活動を通じて農地の出し手等も含めた地域内の関係者にも人・農地プランの内容が共有され、かつ、話し合い等の活動結果又は人・農地プラン実質化通知の5に定める工程表が公表されていること又は公表されることが確実であること。

また、話し合い等の活動の中で、今後の地域農業のあり方（農地集積・規模拡大、複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農促進等の取組）や農地中間管理機構の位置付けについても十分検討されていること。

- (イ) 今後とも、話し合い等の活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図っていくと見込まれること。

イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。

- (ア) 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり次のいずれかの要件に該当する者。

a 基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者（同法第23条第4項に規定する特定農業法人を含む。以下同じ。）であること。

b 基盤強化法第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた認定就農者であること。

c 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって次の要件を満たすもの。

(a) 代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。

(b) 共同販売経理を行っていること。

(c) 法人化することが確実であると見込まれること。

- (イ) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者（2の（4）に該当する場合に限る。）。

ウ 助成対象となる事業内容等

- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が付加価値額の拡大などの自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を受けるものであることとする。

a 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得

b 農地等の改良又は造成

- (イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

a 個々の事業内容について、単年度で完了すること。

b 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

なお、事業の対象となる農業用施設が中古施設である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

c 原則として、事業の対象となる機械等（中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む。以下同じ。）は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。

また、事業の対象となる機械等が中古機械又は中古施設である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。

d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

(a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

- i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
 - ii 農業経営において真に必要であること。
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
 - (b) 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
 - e 整備を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであること。
 - f 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。
 - g 都道府県知事が事業実施主体に対して行う担い手支援計画の承認以前に自ら又は本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
 - h 過去に本事業、経営体育成支援事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ）（以下「本事業等」という。）により機械等を整備した場合にあっては、イの助成対象者が設定する経営体の成果目標の項目が、過去に設定した成果目標（以下「設定済目標」という。）の項目と重複していないこと（設定済目標について、目標年度を経過し、かつ、達成している場合、及び目標年度を経過していないが、達成する見込みがあり、かつ、今回設定する成果目標と明確に区別できる場合を除く。）。ただし、売上高及び経営コストは付加価値額の構成要素であることから、売上高の拡大又は経営コストの縮減と付加価値額の拡大は、成果目標の項目が重複するものとして取扱うものとする。
 - i 園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該施設の処分制限期間において加入等が継続されるものであること。
- エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
- (ア) 農業協同組合
 - (イ) 農業協同組合連合会
 - (ウ) 農林中央金庫
 - (エ) 株式会社 日本政策金融公庫
 - (オ) 沖縄振興開発金融公庫
 - (カ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 - (キ) 銀行
 - (ク) 信用金庫
 - (ケ) 信用協同組合
 - (コ) 都道府県
- (2) 追加的信用供与補助事業
- ア 助成対象者
- 事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。
- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの

個人3,600万円（法人にあつては7,200万円）

b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの

個人3,000万円（法人又は任意団体にあつては6,000万円）

(イ) 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に抛出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ）における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

(エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

5 成果目標

(1) 本事業の成果目標は、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図ることとし、助成対象者の付加価値額の1割以上の拡大とする。

(2) 本事業の成果目標の目標年度は、6の(2)による担い手支援計画の承認を受けた年度（以下「担い手支援計画承認年度」という。）の翌々年度とする。

6 実施手続

(1) 担い手支援計画の作成

ア 事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める担い手支援計画を作成するものとし、担い手支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行うものとする。また、その際の担い手支援計画の作成は、助成対象者の成果目標に係る現状、目標年度までの各年度の目標及び整備する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、担い手確保・経営強化支援計画書（別紙様式第1号）により行うものとする。

(ア) 事業実施地区の成果目標

(イ) 事業実施計画

(ウ) その他必要な事項

イ 担い手支援計画の作成に当たっては、助成対象者や助成対象事業内容等の要件を的確に把握等する観点から、助成対象者等に確認の上、関係書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係書類の整備に当たっては、助成対象者の負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により記載が可能となる場合は、当該データ等の写しをもって代えることができる。

ウ 個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者に説明の上、同意を取るものとする。

(2) 担い手支援計画の承認等

ア 事業実施主体は、(1) で作成した担い手支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた担い手支援計画について、次に掲げる要件を全て満たす場合に当該担い手支援計画の承認を行うものとする。

(ア) 5の成果目標が市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向及び適切な人・農地プランに即したものであること。

(イ) 助成対象者について、事業実施地区におけるモデル的な農業経営としての経営発展効果の発現が見込まれるものであり、別表1の経営体の成果目標に係る目標項目のうち、必須目標及び選択目標でそれぞれ1つ以上の項目について目標年度における数値目標を設定（別表4の配分基準表の項目欄の③のア（既に法人化している場合を除く。）又は④のイについてポイント化した場合にあっては、これらに対応した選択目標も設定）し、経営発展に取り組むものであること。

なお、別表4の配分基準表の項目欄の②経営面積の拡大（現状の水準欄のエのうち農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている場合を除く。）、③のア（既に法人化している場合を除く。）又は④のイについてポイント化している場合は、それぞれ、選択目標のうち、①経営面積の拡大、④農業経営の法人化又は⑤輸出の取組を成果目標として設定していること。

(ウ) 事業実施地区の全ての助成対象者が付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定していること又は事業実施地区全体で付加価値額の1割以上の拡大の目標を設定していること。

ただし、認定就農者など、農業経営の現況に関するデータが存在しない者にあつては、基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額が目標となっていること、就農後5年度以内の者にあつては、青年等就農計画などに記載された年間農業所得目標から換算された付加価値額又は現状の付加価値額に1.1を乗じた付加価値額のうち、いずれか高いものが付加価値額の目標となっていること（親族が経営する農業経営体に就農した者を除く。）。

(エ) 成果目標は事業実施主体及び助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該事業実施地区の農業構造の改善につながるものであること。また、目標設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度目標の設定根拠が明確となっていること。

(オ) 過去の本事業等との整合が図られていること。

(カ) 人・農地プランの適切性について4の(1)のアにより都道府県知事が確認していること。

また、人・農地プランの実質化の取組について、担い手支援計画の承認までに実質化することとしてポイント化している場合は、その計画・実現性を確認すること。

なお、上記に限らず本事業を契機として積極的に人・農地プランの実質化の取組を推進すること。

(キ) 事業実施地区が2に規定する地区に該当していること。

(ク) 助成対象者が認定農業者である場合には、経営体調書の内容が基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画（特定農業法人の場合には、同法第23条第1項

の認定を受けた特定農用地利用規程（同法第23条第7項に規定するものをいう。）に即したものであること。

(ケ) 助成対象者が認定就農者である場合には、経営体調書の内容が基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画に即したものであること。

(コ) 助成対象者が4の(1)のイの(ア)のcの組織である場合には、同規定を満たす組織であること。

(サ) 助成対象となる事業内容が、4の(1)のウの規定に適合するものであること。

ウ 都道府県知事は、担い手支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする担い手支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、担い手確保・経営強化支援計画成果目標妥当性等協議申請書（別紙様式第2号）により行うとともに、担い手支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画（別紙様式第3号）を作成し添付するものとする。

エ 事業実施主体は、承認を受けた担い手支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該担い手支援計画の写しを送付するものとする。

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、市町村が定める交付規則等（以下「市町村交付規則等」という。）における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届を提出している場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでない。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

カ 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

7 担い手支援計画の重要な変更

担い手支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、6の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業実施地区の変更

(3) 助成対象事業内容の新設

8 事業の完了

(1) 本事業は、原則として6の(2)により承認を受けた年度において事業を完了するもの

とする。

- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

9 整備した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、整備した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、整備した機械等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の機械等である場合は、被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

(1) 管理方法

ア 事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表をいう。以下同じ。）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的な運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は利用簿等（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）を作成し、整備保存させるものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により整備した機械等についても、同様に適切な管理運営等が行われるよう助成対象者に対し指導するものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第2 目標達成状況の報告等

- 1 事業実施主体は、担い手支援計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。

事業実施主体は、この報告に当たり、助成対象者から農業経営指標（新たな農業経営指標

の策定について（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定する農業経営指標又は地方公共団体において活用している当該農業経営指標と同程度の指標をいう。以下同じ。）に基づく自己チェック結果を提出させ、これを添付するものとする。

なお、園芸施設共済の引受対象者がいる場合は、園芸施設共済の加入が継続されていることを農業共済担当部局に確認するものとする。

- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき（必須目標が達成されていないとき又は選択目標がおおむね達成されていないときをいう。以下同じ。）その他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うものとする。

特に点検の結果、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を、地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。

なお、人・農地プランの実質化の取組について、担い手支援計画の承認までに実質化することとしてポイント化している場合は、人・農地プランが実質化されたことを確認するものとする。

- 3 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、当該年度における成果目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、成果目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあっては、3による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 地方農政局長は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における担い手支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第4号）により都道府県知事に報告するものとする。なお、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、客観的な資料に基づき補正を行うものとする。

事業実施主体は、この報告に当たり、助成対象者から農業経営指標に基づく自己チェック結果を提出させ、これを添付するとともに、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び地域への影響等を目標未達成理由等の報告書（別紙様式第5号）により併せて報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、担い手支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、担い手支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うとともに、必要に応じてその状況を地方農政局長に報告し、連携して対応するものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体に事業を中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

ただし、当該成果目標のうち必須目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合で、当該必須目標に係る実績の補正が困難なときは、期間を延長し

た上で適切な措置を講ずるものとする。

- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあっては、4による地方農政局長からの報告（北海道にあっては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

第4 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

(1) 融資主体型補助事業

- ア 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の事業内容ごとの助成金の額を合計した額とする。
- イ 事業実施主体が助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額は、次の(ア)から(ウ)までのうち最も低い額を限度とする。
 - (ア) 助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額
 - (イ) 助成の対象となる経費のうち融資額
 - (ウ) 助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額（農業関係機関が実施する助成事業等の本事業に関連する助成金を含む。）を控除して得た額

(2) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、担い手支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費の2分の1以内の額とする。
なお、交付の対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費に別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表3に定めるとおりとする。

- 2 国は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により算出された額及び附帯事務費のうち都道府県附帯事務費の額を都道府県ごとに配分するものとする。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、事業実施地区の実要望国費（追加的信用供与補助事業費を除く。）が小さい事業実施地区に優先して配分するものとする。

- (1) 事業実施地区ごとに、助成対象者の取組内容を別表4の配分基準表に基づきポイント化し、その合計値を助成対象者の数で除し、一助成対象者当たりの平均ポイントを算出し、当該平均ポイントに別表5の地区配分基準表の点数を合計した配分基準ポイントを算出する。

- (2) 配分予定額のうちスマート農業（ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進する新たな農業をいう。以下同じ。）の生産現場段階での実装を優先して支援するために設定する額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額うちスマート農業の実施に必要な機械等の要望額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額を算出する。

- (3) 配分予定額から(2)で算出された額を控除した額の範囲内で、(1)で算出した配分基準ポイントの高い事業実施地区から順に、当該事業実施地区における(1)のポイント化を行った各助成対象者の要望額に基づく助成金の額又は(5)に掲げる上限額のうちいずれか低い額から(2)で算出した額を控除した額と当該要望額に基づく1の(2)の額の合計額を算出する。

- (4) (2)及び(3)により算定された額に係る附帯事務費のうち市町村附帯事務費の額を

算定する。

(5) 助成対象者ごとの上限額は、法人については3,000万円、それ以外の者については1,500万円とする。

第5 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が助成した助成金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の4の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額(ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額とする。以下同じ。)

3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合(基金協会の対象区域の全ての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した場合をいう。以下同じ。)、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の4の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還済額を除く)

(C) は、基金協会が第1の4の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

第6 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整理保存するものとする。

1 担い手支援計画関係書類

(助成対象者の場合)

(1) 成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

(2) 機械等の規模決定の根拠となる資料

(3) 成果目標に係る実績の根拠となる資料

(事業実施主体の場合)

(1) 助成対象者の成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料

- (2) 助成対象者が整備した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者の成果目標に係る実績を確認した資料
- (4) 経営体育成支援計画の根拠となる資料
- (5) 目標達成状況の報告及び事業評価の根拠となる資料
- 2 予算関係書類
 - (1) 予算書及び決算書
 - (2) 分(負)担金賦課明細書
 - (3) 代行施行によることの理由書(代行施行による場合に限る。)
 - (4) その他
- 3 工事施工関係書類
 - (直営施行の場合)
 - (1) 実施設計書及び出来高設計書
 - (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
 - (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
 - (4) 工事日誌及び現場写真
 - (5) その他
 - (請負施行、委託施行及び代行施行の場合)
 - (1) 実施設計書及び出来高設計書
 - (2) 入札てん末書
 - (3) 請負契約書
 - (4) 工事完了届及び現場写真
 - (5) その他
- 4 経理関係書類
 - (1) 金銭出納簿
 - (2) 分(負)担金徴収台帳
 - (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
 - (4) その他
- 5 往復文書
 - 交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等
- 6 管理関係書類
 - (1) 管理規程又は利用規程
 - (2) 財産管理台帳
 - (3) 機械等の管理運営日誌又は利用簿等
 - (4) その他

第7 フォローアップ等

- 1 事業実施主体は、担い手支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

別表 1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

目標項目	目標水準
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。
付加価値額の拡大	目標年度までに現状より付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。）の1割以上の拡大に取り組む。 (注)
選択目標	必須目標を達成するため、以下の①～④のうち1つ以上設定すること。
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。
② 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。または、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓に取り組む。
③ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。
④ 農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。
⑤ 輸出の取組	目標年度までに農産物の輸出に取り組む（他者との連携による取組を含む。）。

(注) 事業実施地区内の話合い等により、事業実施地区全体で事業実施後目標年度までに現状より付加価値額の1割以上の拡大に取り組む場合は、個々の経営体の中に付加価値額のおおむね1割以上の拡大に取り組む者が存在することも可とする。

なお、選択目標は、原則として事業実施地区内で行う取組について設定するものとする。ただし、事業実施地区内で自ら生産した農産物と事業実施地区外の農業者から購入した農産物を用いて加工を行う場合など、助成対象者の取組の範囲が事業実施地区の範囲を超える場合には、助成対象者の取組全体を選択目標と設定することができるものとする。

別表 2

附帯事務費の率

	都道府県 附帯事務費	市町村 附帯事務費	充当率	備考
附帯事務費の率	1.7%以内	0.4%以内	1/2以内	

注：都道府県附帯事務費のうち専任職員設置に要する経費の補助金は、原則として都道府県附帯事務費助成金総額の2割以内とする。

別表 3

附帯事務費の使途基準

(1) 都道府県附帯事務費

区 分	内 容
給 料	補助事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含む。）に対する一般職給（管理職の地位にある職員は除く。）
職 員 手 当 等	上記の給料が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、 <u>時間外勤務手当</u> 、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び児童手当
報 酬	委員手当
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共 済 費	上記の給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 自動車損害保険料（補助事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限る。）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な貨客兼用自動車、事業用機械器具等購入費
委 託 料	
公 課 費	自動車重量税（補助事業で取得したものに限る。）

(2) 市町村附帯事務費

区 分	内 容
旅 費 賃 金 共 済 報 償 需 用 役 務 費 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 委 託 料	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 賃金が支弁される者に対する社会保険料 謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費） 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

注：(1)、(2)の人件費（給料、賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別表 4

配 分 基 準 表

項目	現状の水準	点数
① 付加価値額の拡大	<p>ア 現状ポイント</p> <p>直近年の付加価値額が（ア）又は（イ）のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。</p> <p>（ア）直近年度の付加価値額</p>	
	a 基準額（600万円）以上	1点
	b 基準額の50%増し（900万円）以上	2点
	c 基準額の100%増し（1,200万円）以上	3点
	d 基準額の200%増し（1,800万円）以上	4点
	e 基準額の300%増し（2,400万円）以上	5点
	f 基準額の400%増し（3,000万円）以上	6点
	（イ）直近年度の就業者1人当たり付加価値額	
	a 基準額（250万円）以上	1点
	b 基準額の25%増し（313万円）以上	2点
	c 基準額の50%増し（375万円）以上	3点
	d 基準額の100%増し（500万円）以上	4点
	e 基準額の150%増し（625万円）以上	5点
	f 基準額の200%増し（750万円）以上	6点
<p>（注）臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定（小数点第2位を四捨五入）。</p>		
<p>イ 目標ポイント</p> <p>⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者にあつては（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。</p> <p>（ア）目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率</p>		
a 13%以上	1点	

	b 15%以上	2点
	c 20%以上	3点
	d 25%以上	4点
	e 30%以上	5点
	f 35%以上	6点
	g 40%以上	7点
	(イ) 目標年度の付加価値額	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	2点
	b 基準額の10%増し以上	3点
	c 基準額の20%増し以上	4点
	d 基準額の30%増し以上	5点
	e 基準額の40%増し以上	6点
② 経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年前より経営面積が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当している。	
	ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(営農類型が施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5点
	イ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(営農類型が施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4点
	ウ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(営農類型が施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3点
	エ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を	2点

	受けている、又は目標年度に現状より2ha(営農類型が施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	
	オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1点
③ 経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2点
	イ GLOBAL G. A. P. 又は ASI AGA Pの認証を取得している。	1点
④ 輸出の取組	ア 農産物の輸出に取り組んでいる(他者との連携による取組を含む。)、又は承認されたGFPグローバル産地計画に基づく機械等の導入である。	2点
	イ 農産物の輸出に取り組むこととしている(他者との連携による取組を含む。)	1点
⑤ 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 50歳までに就農した者である場合(法人にあっては、役員のうち過半が50歳以下である場合に限る。)は、3点加点する。 b 農業次世代人材投資資金(経営開始型)等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合には、1点加点する。
⑥ 農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1点 なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 a 就農に向けて必要

		<p>な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合には、1点加点する。</p> <p>b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合には、独立した農業研修生1名につき1点（3名以上は一律に3点）加点する。</p>
⑦ 女性の取組	<p>以下のいずれかの取組である。</p> <p>ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）</p> <p>イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織</p> <p>ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの</p>	3点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、事業実施地区内での取組により算定するものとする。

2 営農類型は、別紙様式第3号別添1に規定する「融資主体型補助事業整理番号表」の②の営農類型の区分に基づくものとする。

3 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限るものとする。

4 GFPグローバル産地計画とはGFPグローバル産地計画の承認規程（平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知）に基づく計画である。

地区配分基準表

項目	現状の水準	点数
① 担い手への農地集積	事業実施要望地区における中心経営体である地域の担い手に対する現状の農地集積率が80%以上である。	平均ポイントに1点加点する。
② 農地集積割合の増加	事業実施前3年度内に事業実施要望地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積の取り組みを進め、3年度前より地区の中心経営体である地域の担い手への農地集積率が1割以上増加している。	平均ポイントに1点加点する。 ただし、左記のうち事業実施前年度から増加した農地集積面積のうち3割以上が農地中間管理機構を活用している場合は平均ポイントに2点を加点する。
③ 人・農地プランの実質化の取組	<u>ア 既存の人・農地プランについて、すでに実質化されている、又は担い手支援計画の承認までに実質化することとしている。</u>	<u>平均ポイントに2点加点する。</u>
	<u>イ 実質化に向けた工程表（人・農地プラン実質化通知の5に定める工程表をいう。）をすでに公表している、又は年度内に公表することとしている。</u>	<u>平均ポイントに1点加点する。</u>
④ 地区の状況	事業実施地区が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の対象地域であり、かつ同要領第4の対象農用地が存在する地域である。	平均ポイントに0.5点加点する。

- 注：1 ③のアの既存の人・農地プランについて、既に実質化されているか否かの判断は、人・農地プラン実質化通知に基づき行うものとする。
- 2 ③のアの実質化されている人・農地プランには、人・農地プラン実質化通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含むものとする。
- 3 ③のアの「担い手支援計画の承認までに実質化することとしている」として加点する場合は、取組に対する計画を提出すること。